

<川越市>

## 「川越市・市道不正認定住民訴訟」

設置する必要のない市道を川合善明市長が認定し、市に不要な支出をさせたとして、道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう求めた訴訟だ。

事件の内容は本紙既報を参照して頂きたい。

[http://www.gyouseinews.com/p2\\_1\\_kawagoeshi/p2\\_1\\_kawagoeshi.html#kawagoe32](http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32)

## 第12回(令和2年2月19日)裁判傍聴記

川合市長…「原告市民4名」を訴える前代未聞の暴挙！

だが、法廷の川合善明市長には動揺の色が浮かぶ？

暴かれるか?! 「疑惑の市道」

川越市の市道 5565 号(寺尾大仙波線)をめぐる、川越市民 23 名による住民訴訟(平成 30 年(行ウ)第 10 号事件)の 12 回目の口頭弁論が、2 月 19 日 10 時 30 分 さいたま地裁C棟 105 法廷にて開かれた。

川合善明市長は今日も補助参加人として出廷。補助参加人とは、裁判の判決が自分にも影響する立場だ。市長にとっても、この裁判は余程、気掛かりなのだろう。しかし、この日の法廷で、川合市長に大きな動揺が走ったように見えたのは、本紙だけではあるまい。なぜか…?

### これまでの経過

この川越市住民訴訟の特集記事を初めて読む方にもわかりやすいよう、まずは本件裁判の第 1 回口頭弁論期日(2018 年 5 月 9 日)で、原告住民代理人・清水勉弁護士が述べた訴訟主旨を振り返って紹介する。

川越市の市道 5565 号線は、公道から約 100 メートルで元川越市議の齊木氏宅で行き当たり、行き止まりとなる。代替地を整備するためにこのような道路を設置する必要はそもそもなく、このような道路を齊木元市議の利益のために作らせたとすれば問題だ。

住民監査の結果や監査委員の判断は間違えているとし、訴訟を起こした。

しかも、1 軒分の代替地は未だに空き地のままで、管理費用がかかっている。

この道路を市道にするのは明らかにおかしく、本来は「私道」として作られるべきもので、川越市の市道認定基準からも逸脱している。

元市議が市長と談合して作らせたという事案だと考えている。

本来は「市道」にすべきでない道路を「市道」にした、川合市政による不正な市道認定の背景には、当時、川合市長と齊木元市議の間の不透明な関係が疑われるという住民らの訴えに対して、**当初、裁判長は次のように問いかけた。**

**「それに川合市長が関わっているとするには、説明が不十分です。**

**決裁書類上は、市の担当職員の名義で支出されており、市長が財務会計をやったわけではない。この点をどうつなぐのですか？」**

つまり道路の工事費用の支出についての市長の関わりについて、裁判所としては「**見えにくい**」という見解が示されてスタートしたのが本件裁判だった。

しかし、その後、裁判所は原告側の主張に対する被告と補助参加人・川合市長、補助参加人齊木元市議の主張の明らかな食い違いに疑問を抱くようになり、裁判が始まってから…およそ 2 年…遂に…前回の口頭弁論で、裁判長は「**争点はハッキリしているのでは**」と述べたのである。

## **川合市長、「原告市民 4 名」を「不法行為」で訴える！**

前回の裁判の後、川合市長は、なんと…この住民訴訟原告 2 2 名の川越市民のうちの 4 名を訴えていたのだ！ 提訴時の原告数は 2 3 人だったが、うち 1 人の原告が突如、川合市長から「**私を訴える裁判の原告になっているんだって？**」と言われて原告を降りた。さらに川合市長は原告代理人である清水弁護士を介さずに、直接、原告ら本人に対して、住民訴訟の原告になっていることを問い質すアンケート調査なるものを行った。

裁判を起こされたことに文句があるのであれば、裁判手続でやればいい。ところが、川合市長は 1 人の原告を降ろすことに成功して味を占めたのか、一気に原告全員を裁判から降ろそうとしたのである。しかし、他の原告らは誰も降りなかった。

これに苛立ちを募らせた川合市長は、「**住民訴訟を起こしたことが不法行為である**」という裁判を起こしたのだ。そもそも、市行政を監視し間違いを糾すための住民訴訟を提

訴した市民を、市長が訴えるなど前代未聞の暴挙としか言いようがない。川合市長は、弁護士でもある。暴挙であることを弁えているはずの川合市長が、なり振り構わぬ暴挙に打って出た理由はなにか…？

市長による原告市民の訴訟は誰が見ても、本件裁判での敗訴を恐れる川合市長による原告住民を潰すための「スラップ訴訟」である（社会的な強者が弱者に対して言論封じや恫喝目的で提訴する裁判をスラップ訴訟という）。あからさまな「スラップ訴訟」で、受任する弁護士が見つからなかったのか代理人は誰もつかず、川合市長は（本人も一応は弁護士だからか）自身の本人訴訟として、原告住民4名を訴えたのだ。

## 「2年を経て」から不法行為を訴える、川合市長の「デタラメさ」

<原告住民代理人・清水勉弁護士>は、こう語る。

訴えられた側が“この訴訟は不法行為だ”というときには、普通は訴えられた直後にやるものですよ。どんなひどい内容で被告にされたのかが、訴状を見て直ぐに分かるわけですから。

でも、この裁判は提訴から、もう2年経っています。

2年も経ってから“この訴えは不法行為だ”という人は、普通はいません。あるとすれば、最後の悪あがきのやる場合ですが、そういうことは法に無知な、いわゆる素人がやることです。

でも、川合市長は弁護士です。普通、弁護士がこのタイミングで原告を訴えたりしません。

この事件で川合市長は被告ではなく、補助参加人です。補助参加人は最終的に法的責任を追う立場ですから、いい加減な訴訟なら最初から原告らを訴えるべきです。

確かにその通りである。なぜ川合市長は、住民の提訴からおよそ2年も経った後に「市民の訴えは不法行為だ」と原告住民らを訴えたのか？ 本紙の見解では、敗訴を予感し始めた川合市長の危機感がそうさせているとしか思えない。

本件訴訟が起こされた時点、川合市長はタカを括っていたはずだ。ところが「法曹界のゴールテンコンビ」こと清水勉弁護士と出口かおり弁護士が、口頭弁論を重ねるたびに名棋士の「矢倉囲い」さながら被告を攻めていく。次第に不安になってきた川合市長が、なりふり構わずこの裁判を潰せないかと考えても不思議ではない。そうでなければ今になって原告住民らを、それも一度にではなく敢えて個別に人選して、個人個人を訴えるなどという偏執的な訴訟を起こさないだろう。

自分の焦りが見え見えになるだけだというのに、唯我独尊の川合善明市長にそのような客観的な判断は無理なのかもしれない。行政首長という自らの立場にも職責にも関知せず、ただひたすらに「自分にモノをいう奴は、潰してやる」とでもいうに等しい、数々の武勇伝を誇る川合善明先生にとっては、「スラップ訴訟」で原告住民が恐れるだろうと信じているのだろうか？ 無論、原告住民は川合市長を恐れたりはしない。

それどころか、川合善明氏を恐れる人間など誰ひとりいないのが実情だろう。

市政周辺の話では、利権のために市長に面従腹背の者たちでさえ、いまや心中では川合市長に嘲笑を浴びせているという。

ある有権者は、こう語る。

川合さん、いい加減にしろよという声が議会の周辺でも聞かれるようになりました。

それまでは川合市政に問題ありでも、利権もあるし放っておけばいいやという川合寄りの空気もありましたけど、最近の市長ブログもおかしな言動が目立つし、市民を訴えたのはまずいよね。

市民が市政の問題を訴えたら、なんで不法行為なんだって話になりますから。

税金で食ってるわけでしょ？ 市の職員も川合市長も。

これじゃあ、独裁政治国家と同じになるじゃないですか。

近い将来、川越市民は、恥ずかしくてとても市長の名前を口にできなくなるような事態が起きるかもしれない。

## 裁判長の見解「口頭弁論は終盤に差しかかっていると思います」

### …その瞬間、川合市長の顔に「動揺が…よぎった…?!」

この日の裁判で原告・清水弁護士は、谷口豊裁判長に川合市長による原告住民らに対する訴訟の存在を報告するという場面があった。清水弁護士としては、可能であればこの本件裁判のなかで、原告住民の訴えが不法行為であるかどうかにも盛り込みたい狙いがあった。すると裁判長は「この裁判はこの裁判で進んでいますから。口頭弁論も終盤に差しかかっていると思いますし」と、川合市長の原告住民4名に対する訴えを、この住民訴訟裁判とは別個に審理してもらってよいという見解を述べたのである。

裁判長は、川合市長が「この住民訴訟は、原告が自分の意思ではなく白紙の訴訟委任状に名前だけを書いた不法行為だ」と主張した際にも、場外乱闘を持ち込ませないとはばかりに相手にしなかった。谷口裁判長は、目の前に市長がいようと、粛々と公正な裁判を指揮するという司法の鑑（かがみ）のような裁判官なのだろう。

その裁判長が「口頭弁論も終盤に差しかかっていると思います」と言った瞬間、被告席に座る川合善明氏の顔に動揺の色が浮かんだように見えたのは本紙だけではあるまい。

それも無理はないだろう。前述したように、今頃になって住民らを不法行為で訴えるなどは、川合市長が自ら馬脚をあらわした悪あがきと見ていいだろう。

どんな手段を使っても裁判を引っ掻き回すだけ引っ掻き回して、なるだけ司法判断を先送りにしたいはずの川合市長の希望も空しく、裁判長は川合原告裁判など、この住民訴訟に関与させないと宣言したに等しいのだから。

傍聴席にいた本紙記者には、川合市長の顔の横に「まずい…これは、まずいかも」というマンガの吹き出しが浮かんで見えたほどである。

## 平行線をたどり続ける、川越市と齊木氏の「食い違う主張」

本題の本件裁判については、不正「市道」認定に至る過程で登場する謎の土地売買について、いまだに市と齊木氏の主張が食い違ったままだ。

つまり、被告・川越市(長)が、川越市土地開発公社が後に奇妙に分筆された問題の土地を購入する前の平成21年初夏頃、齊木元市議が川合市長に対して「**本件土地を売却する話がある**」と口火を切っていたと主張したのに対して、齊木元市議は「**川越市とは話していない**」と主張した点である。

同じ土地の取引に直接かかわった被告と補助参加人らが、一方は事前に話をした、もう一方は話などしていないと食い違う主張を展開したまま平行線が続いているのだ。

この食い違いがなにを意味するのか？ 引き続き清水弁護士に解説してもらった。

市側の説明と、元市議とはいえ個人の説明とでは意味が大きく違います。市は自治体として、どんな交渉過程や決定も文書主義でからならず公的な記録が残ります。

それらの文書は職員が単独で確認するわけではなく、担当者レベルから上層部へと上がって行って、最終的には市長が決裁する。その過程にも各決済印が押されるという種類のものです。

かたや、民間人の記録は仮にメモを残していたとしても公のものではなく、まして個人の思い違いが起きることもある。そうなると一般的には市の記録が正しいのではないかと判断されるのです。ところが、本件の場合、肝心の川越市の担当部署でさえ作られているべき文書がなかったり、受付の日付がない文書が作られていたりという異常ぶりです。

その市は齊木氏と話し合いながら土地の区画を決めたと説明しているのに、齊木氏の側は、市と話してはいないし、なぜ市道になったのかも知らない、と言い続けています。

そのうえ補助参加人の川合市長が、この住民訴訟は黒幕がいて原告らは、自分の意思で訴えたものではないなどという主張までしています。こうなると、市も齊木氏も川合市長もだれもが、真実を隠そうとしているようにしか思えないわけです。

## 市の説明が「変容する」不可解 = 疑惑

本件では市の公文書に受領印がないという手続き上の問題以上に、市の説明が住民訴訟の提訴の時点から、これまでの間に変容していることが大きな疑問となっている。

この点について＜出口かおり弁護士＞が、閉廷後の傍聴人に解説してくれた。

この裁判は、齊木元市議の私邸につながる約100メートルの土地が市道に認定された過程が不自然過ぎるため、齊木氏と親しかった川合市長が行政上は必要がないのに、道路拡張で移転する世帯のために代替地を用意する必要があるという口実で、齊木氏のために市として土地を買い上げて市道にでっち上げたのではないかという疑惑を市民が追及するものです。

提訴された市は、当初、A, B, Cさんという3世帯の代替地が必要だったから土地を購入したと説明しました。しかし、そのうちの一軒分の土地はいまだに空き地のままです。それでは3軒の代替地希望者はいなかったのではないかと疑念が出てきます。

齊木氏の私邸に至る100メートルの市道を作るには距離として2軒では足りないのに、どうしても3軒の希望者がいたことにしないと主張は成立しません。ところが市では、3軒の土地希望者がいたことを具体的に示す公文書が存在しないと言ってみたり、実は代替地希望者は3軒以上存在していて、それがいろいろな事情でキャンセルされたけれども、代替地は、ほかの行政上の理由で必要になる可能性もあるから購入したと言ってみたり、過程の説明が変わっていったんです。これは行政の説明としてはおかしいんです。

仮に、特定の土地購入希望者がいなくても将来の需要を考慮して、市が購入したというのが事実だとするのなら、その説明が行政文書に記録されているはずなので、提訴の時点からこの説明だったはずなんです。行政が正当な手続きを進めたことであれば、2年前の説明と現在の説明内容が変わるということは考えられません。それが本件では市の説明が途中で変わっているんです。普通にみれば、不可解な点を掘り下げられて以前の説明では防御が難しくなっているからでしょう。そこで私たち原告は、なぜ説明が変わっているのか、その反論を求めたわけです。

今回は、市の代理人・馬橋弁護士がこの回答を示さなくてはなりません。

＜清水勉弁護士＞は淡々と、こう締め括った。

「地味に見えますけれども、裁判長の言うようにクライマックスに差しかかっています。

この後、証人尋問などになれば、さらに盛り上がるはずですから、傍聴席を満席にして観戦して頂きたいですね」

次回期日は、2020年4月22日(水)午前10時30分「さいたま地裁C棟 105 法廷」である。